

# 山梨県公報

第千八百七十二号

平成二十年

七月二十四日

木曜日

## 目次

### 告示

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………四二七

県営土地改良事業計画の変更……………四二七

道路の区域変更……………四二七

道路の供用開始(六件)……………四二八

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)……………四二九

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四三二

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………四三二

土地改良区役員の内任及び就任……………四三三

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四三三

### 公安委員会

平成二十年年度交通誘導警備業務二級検定の実施について……………四三四

一般競争入札について……………四三六

### 正誤

平成十四年一月二十四日付第千二百五十九号中……………四三七

## 告示

### 山梨県告示第三百二十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十年七月二十四日

#### 一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

#### 二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県知事 横内正明

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

#### 三 委託の期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

### 山梨県告示第三百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(長坂地区県営田圃交流基盤整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年七月二十四日

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十年七月二十五日から平成二十年八月二十一日まで

#### 三 縦覧場所

北杜市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十年八月二十二日から平成二十年九月五日まで

### 山梨県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

#### 一 道路の種類

国道

#### 二 路線名

四一一号

#### 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

甲州市塩山上粟生野字道泉九六五番の一地 先から 甲州市塩山上粟生野字道泉九六〇番の一地 先まで	旧	九・八 二二・五	七八・〇
	新	一〇・二 三四・〇	七八・〇

**山梨県告示第三百三十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号		南アルプス市東南湖字市川原滝 沢川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡増穂町大柵字中川原五 九〇番の一地先まで	四〇二・〇	平成二十年七月二十四日

**山梨県告示第三百三十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日

県道	北原下条南 割線	葦崎市大草町若尾字岡田二〇三 六番の三地先から 葦崎市旭町上條北割字金山九一 四番の一地先まで	一三四・五	平成二十年七月二十四日
----	-------------	--	-------	-------------

**山梨県告示第三百三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号		山梨市大字三富川浦字天科一五 一番の一地先から 山梨市大字三富川浦字天科一四 七〇番の四地先まで	一八〇・〇	平成二十年七月二十四日

**山梨県告示第三百三十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号		山梨市大字三富川浦字釜ノ前一 二五〇番の三地先から 山梨市大字三富川浦字尾地畑九	五六〇・〇	平成二十年七月二十四日

五八番の二地先まで

山梨県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	古閑割子線	南巨摩郡身延町大字瀬戸字白子 一五四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字芝草字戸坂 一七六番の二地先まで	四〇〇・〇	平成二十年七月二十六日

山梨県告示第三百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年八月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	大向富士線	南巨摩郡南部町大字富士上村 一七二九四番の一地先から 南巨摩郡南部町大字富士上村 一七二九五番の一地先まで	六〇・六	平成二十年七月二十四日

山梨県告示第三百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 （図面省略）
西桂町	宝養寺	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり （図面省略）
	倉見 1	急傾斜地の崩壊	
	小沼	急傾斜地の崩壊	
	矢花	急傾斜地の崩壊	
	滝入	急傾斜地の崩壊	
	滝入 2	急傾斜地の崩壊	
	滝入 3	急傾斜地の崩壊	
	下暮地 3	急傾斜地の崩壊	
	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	
	京仕免	急傾斜地の崩壊	
	滝入 3	急傾斜地の崩壊	
	小屋ノ入沢	土石流	
	ほつき沢 1	土石流	

市町村名	二 土砂災害特別警戒区域															
	土砂災害特別警戒区域の名称	柿野沢	中野沢	宮作沢	一石川	水の木川	柄杓流沢	大根田沢	大沢西沢1	四ッ入沢2	四ッ入沢1	天窪沢	滝入北沢	倉見上沢	倉見下沢2	倉見下沢1
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項																

西桂町																		
一石川	柄杓流沢	大根田沢	大沢西沢1	四ッ入沢2	四ッ入沢1	滝入北沢	倉見上沢	倉見下沢2	倉見下沢1	滝入の3	京仕免	宮ノ前	下暮地の3	滝入の2	滝入	矢花	倉見1	宝養寺
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊								
次の図のとおり (図面省略)																		

中野沢

土石流

山梨県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八條第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

富士河口湖町	苗積沢	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域の表示 (図面省略)
他手合の3 1	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
他手合の3 2	急傾斜地の崩壊		
他手合	急傾斜地の崩壊		
大窪 1	急傾斜地の崩壊		
大窪 2	急傾斜地の崩壊		
精進の2	急傾斜地の崩壊		
精進	急傾斜地の崩壊		
他手合の2	急傾斜地の崩壊		
精進	急傾斜地の崩壊		

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	宇ノ崎 1	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ
土砂災害特別警戒区域の名称	宇ノ崎 2	急傾斜地の崩壊	
苗積沢の2	急傾斜地の崩壊		
苗積沢の1	土石流		
大久保沢	土石流		
烏帽子沢	土石流		
苗積沢の1	土石流		
苗積沢の2	土石流		
屋敷川の1	土石流		
屋敷川の2	土石流		
屋敷川の3	土石流		
屋敷川の4	土石流		
他手合	土石流		
宮沢川	土石流		
精進川の1	土石流		
精進川の2	土石流		
精進の沢	土石流		

														富士河口湖町		苗積沢	他手合の3 1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)	れる衝撃に関する事項
屋敷川の2	屋敷川の1	苗積沢の2	苗積沢の1	大久保沢	苗積沢の2	宇ノ崎 2	宇ノ崎 1	精進	他手合の2	精進	精進の2	大窪 2	大窪 1	他手合	他手合の3 2					

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあつた年月日 平成二十年七月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人日中友好交流促進協会
  - 2 代表者の氏名 佐藤玉江
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市六科三十三番地二
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、広く日中両国民に対して、文化、言語、教育、留学生等に関する紹介及び各種交流事業を行い、両国の民間レベルにおける相互理解と親善を図ることにより、日中両国の国際親善の発展及び友好関係の樹立に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十年七月十六日から平成二十年九月十五日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）

として指定した。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	担当する医療の種類
ふじ薬局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津七四三八番地	薬局(調剤)
みさき薬局北新	甲府市北新一丁目一番一九号	薬局(調剤)
みさき薬局田富	中央市布施二〇六七番地一	薬局(調剤)
クスリのサンロード薬局河口湖店	南都留郡富士河口湖町船津六四四番地	薬局(調剤)
クスリのサンロード薬局忍野店	南都留郡忍野村忍草一四〇〇番地三五	薬局(調剤)

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、野牛島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年七月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	中込量	南アルプス市野牛島二二五〇	平成二十年四月五日
同	中島元男	野牛島一九七四一	同
同	大芝政則	野牛島二〇三四	同
同	中島利夫	野牛島二〇八八	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
監事	齊藤哲男	野牛島一五四	同
同	西野亘	上高砂九〇七	同
同	西野速雄	野牛島一七三七	同
同	小沢武徳	上高砂一〇八九	同
同	桜本明正	野牛島一八八二	同
同	中島紀義	野牛島三三一九	同
同	中島久元	野牛島一九五五	同
同	中島皓	野牛島一九九六	同
同	中島清仁	野牛島二〇四〇	同
同	大芝久文	野牛島二〇六九	同
同	齊藤俊明	野牛島二二三三	同
同	藤巻直己	野牛島一八四七	同
同	三枝正揮	野牛島二四三七五	同
同	向山尊金	野牛島二四四三三	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	藤巻清	南アルプス市野牛島二二四	平成二十年四月六日
同	金丸実	野牛島四一一	同

同	清水 利久	同	野牛島一八六〇	同
同	古屋 栄次	同	野牛島二〇七九	同
同	大芝 邦博	同	野牛島二〇七二	同
同	中島 武彦	同	野牛島二〇四五	同
同	中島 宏人	同	野牛島二〇五九	同
同	中島 仁	同	野牛島二二八四	同
同	中島 憲朗	同	野牛島一九八八	同
同	中島 直行	同	野牛島一九五四	同
同	中島 光男	同	野牛島一八九八	同
同	藤巻 正	同	野牛島一八八二	同
同	清水 俊郎	同	六科一五五九	同
同	小沢 一三	同	上高砂二一五一	同
同	小沢 美雄	同	上高砂一〇四四	同
同	斉藤 哲郎	同	上高砂九一五一	同
監事	中込 量	同	野牛島二二五〇	同
同	中島 元男	同	野牛島一九七四	同
同	大芝 政則	同	野牛島二〇三四	同

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成二十年七月二十四日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
甲州市塩山上塩後字秀森前一〇〇の一、一一〇〇の六、一一〇二の一、一一〇二の四、一一二八の二、一一二八の三、一一二八の四、一一三七の一、一一三七の三、一一三七の四及び一一三七の五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山梨市万力千五百二十四番地一 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事 中山仁

公安委員会

● 平成二十年度交通誘導警備業務二級検定の実施について  
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項に規定する検定を次のとおり実施する。  
平成二十年七月二十四日

山梨県公安委員会  
委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 検定を実施する警備業務の種類及び級  
交通誘導警備業務二級
- 二 実施日時  
平成二十年十月二十三日（木）午前九時から午後五時まで
- 三 実施場所  
甲府市小瀬町八百四十番地 小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場（〇五五二四三 三一一一）

四 受検定員

五十人

五 受検資格

山梨県内に住所を有する者又は山梨県内の営業所に属する警備員

六 検定方法及び内容

1 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、実技試験は行わない。

2 検定の内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関すること。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

七 受検の手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課（受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇）あてに事前に申込みを行い、受理番号を得ること（電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。）。

(二) 事前申込受付期間

平成二十年九月十一日（木）及び同月十二日（金）の午前九時から午後五時まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受検申請手続

1 の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行う

こと。

(一) 受検申請受付期間等

平成二十年九月十七日（水）から同月十九日（金）までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。

(二) 提出書類

(1) 検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 次の書面のうちいずれかに該当するもの 一通

ア 山梨県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票（外国人にあつては、外国人登録証明書）の写し、自動車運転免許証の写しなど）

イ 山梨県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

(4) 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 検定手数料

検定手数料は、検定申請書の提出時に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙により納付すること。

(四) 申請書類の提出先

提出する次の書面の区分に応じ、(二)に掲げる書類を該当する警察署に提出し、受理番号を申告すること。

(1) (二)アの書面を提出する場合は、住所地を管轄する警察署

(2) (二)イの書面を提出する場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

3 受検票の交付

受検票は、受検申請受付期間終了後に検定申請書を提出した警察署を通じて交付する。

八 携行品

受検票、筆記用具、ひも付き警笛及び室内用運動靴

九 その他

1 検定の受付は、検定当日の午前八時三十分から午前八時五十分までの間に武道館正面玄関ロビーにおいて行う。

2 検定合格者には、検定終了後に成績証明書を交付する。

- 3 検定についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五二二三五 二二二一内線三〇二二）に問い合わせること。

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年七月二十四日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量  
山梨県交通管制センター中央装置（上位装置） 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成二十一年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで
- 4 借入場所  
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第七号）の一に定める競争入札に参加することが出来る者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

と。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部総務室会計課管轄係 電話番号〇五五 二二三五 二二二一
- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日から平成二十年八月十二日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に、三の1の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十年九月二日（火）午後一時三十分 山梨県警察本部車庫棟二階第二対策室
- 4 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成二十年九月一日（月）午後四時までに山梨県警察本部総務室会計課管轄係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 6 落札者の決定方法  
この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金  
免除
- 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成二十年七月二十五日（金）から同年八月十九日（火）までの間の県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Central System of Yamanashi Traffic Control Center  
(Control Device in Higher Layer), 1 Set
- 2 Date and time for tender  
1:30PM September 2, 2008
- 3 Bureau in charge  
Building and Repairs Section, Finance Division, General Affairs Office,  
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi  
Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL055-235-2121

正 誤

平成十四年一月二十四日山梨県告示第十七号（道路の区域変更）

三五	上	区間欄中	大字大草町字若尾二〇四 二番の二	大草町若尾字岡田二〇四 二番の二
同	同	同	大字大草町字若尾九一四 番の一	旭町上條北割字金山九一 四番の一

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番